資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し五百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年七月四日

大阪府東大阪市中石切町二丁目三番二二号

有限会社石田紙工

取締役　石田　肇

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年八月九日であり、株主総会の決議は、平成二十九年六月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年七月四日

大阪府吹田市岸部北三丁目六番二〇号

有限会社ユニオン

取締役　直原　正夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十九年六月二十七日

掲載頁　二頁

平成二十九年七月四日

神戸市灘区六月台一番地の一四

株式会社ネイルズユニークオブジャパン

代表取締役　水野　義夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千万円減少し、三千万円とすることにいたしました。なお減少する一億七千万円は、その他資本剰余金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月二十八日

掲載頁　一二五頁（号外第一三八号）

平成二十九年七月四日

高知市本町二丁目三番四号

株式会社エヌ・シー・ビー

代表取締役　光明院　賢

準備金の額の減少公告

当会社は、資本準備金の額を二十六億一千四百十一万八千百二十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年七月四日

岩手県久慈市田屋町第一地割一四番地一

株式会社朝日アセット・マネジメント

代表取締役　朴　鉄勇

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五千万円、利益準備金の額を四億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十九年六月二十六日

掲載頁　九十六頁（号外第一三六号）

平成二十九年七月四日

東京都千代田区丸の内一丁目一番三号

三井物産フィナンシャルサービス株式会社

代表取締役　森　雅彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千万円、利益準備金の額を三千五百万円減少し、それぞれ一億円、二千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年八月五日であり、株主総会の決議は平成二十九年六月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　東京都内で発行の毎日新聞

掲載の日付　平成二十九年六月二十四日

掲載頁　二十七頁

平成二十九年七月四日

東京都江東区越中島二丁目一番三〇号

株式会社スポーツニッポン新聞社

代表取締役　河野　俊史

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年七月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年七月四日

山形県尾花沢市若葉町四丁目一番一号

株式会社成和技術

代表取締役　佐々木浩二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年七月二十日で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年七月四日

東京都中央区銀座七丁目三番一三号

有恒商事株式会社

代表取締役　黒田浩太郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年七月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年七月四日

山梨県上野原市犬目一〇〇三番地

石垣エンジニアリング株式会社

代表取締役　正木　由之

限定承認公告

本籍北海道札幌市白石区東札幌三条五丁目三番、最後の住所札幌市中央区南三条東二丁目一五番地一ビッグタワー南三条二〇五号

被相続人　亡　新井田　太

右被相続人は平成二十八年十一月十五日死亡し、その相続人は平成二十九年六月二十六日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

札幌市白石区東札幌三条五丁目三番一五―三〇八号

限定承認者　坂東　有紀

限定承認公告

本籍北海道札幌市清田区里塚緑ヶ丘十丁目一〇二番地四五九、最後の住所宮城県仙台市青葉区川平三丁目二八番一八号

被相続人　亡　藤瀬　魏

右被相続人は平成二十四年十一月七日死亡し、その相続人は平成二十五年六月二十六日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

東京都港区赤坂四丁目九番一九号赤坂TO

ビル七階　平山・流矢法律事務所

限定承認者　藤瀬　裕

右相続人　藤瀬　重子

右代理人弁護士　平山　隆英

正　誤

平成二十九年三月三十一日（号外第六十九号）公布政令第八十三号（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令）

（印刷誤り）

二四ページ下段七行目の

「法第四十四条第二項中組合員期間」は、「法第四十四条第二項中_組合員期間」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
七〇	上	二～一	終りから	「営業者及び従業員の技能の向上を図るため、以下の事項に取り組むことが期待される。」を削る。

七〇ページ下段一七行目の次に次のように加える。

七一	上	六ウ	災害時等における速やかな相談窓口の設置

また、男女共同参画社会の推進及び少子高齢化社会の充実に努めることが期待される。　組合等と連携した経営課題の解決に資する相談窓口の開催及び情報提供

七一ページ上段六行目の次に次のように加える。

七二	上	一二～一三	「廃棄物の最小化、分別回収の推進」を削る。

平成二十四年十一月七日厚生労働省告示第六十八号（飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針の全部を改正する件）

（原稿誤り）

平成二十九年三月九日（号外第四十七号）厚生労働省告示第六十八号（飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針の全部を改正する件）

（印刷誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月四日付第一四三号一六　○ページ●同日付政府調達第一二五号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）